

令和3年度 市民税・県民税の計算の仕方

◆配偶者控除額 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

	納税義務者の合計所得（円）		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
一般控除額	33万	22万	11万
老人控除額 *70歳以上の方	38万	26万	13万

*被扶養者の合計所得金額が48万円以下

◆配偶者特別控除額 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

	納税義務者の合計所得（円）		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者の合計所得	住民税	住民税	住民税
480,001～950,000	33万	22万	11万
950,001～1,000,000	33万	22万	11万
1,000,001～1,050,000	31万	21万	11万
1,050,001～1,100,000	26万	18万	9万
1,100,001～1,150,000	21万	14万	7万
1,150,001～1,200,000	16万	11万	6万
1,200,001～1,250,000	11万	8万	4万
1,250,001～1,300,000	6万	4万	2万
1,300,001～	3万	2万	1万
1,330,001～	対象外		

・源泉控除対象配偶者：納税義務者(合計所得900万以下に限る)と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が95万以下の人

・同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が48万円以下の人
※納税義務者の所得制限により、配偶者控除不適用になったとしても障害者控除を適用可能

・控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得が1,000万円以下の人

◆生命保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

新制度	①契約日が平成24年1月1日以降の契約 ②契約日が平成23年12月31日以前の契約であっても、平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加などを行った場合
旧制度	平成23年12月31日以前の契約

○旧制度

住民税	
15,000まで	全額
15,001～40,000	×1/2+7,500
40,001～70,000	×1/4+17,500
70,001～	35,000

○新制度

住民税	
12,000まで	全額
12,001～32,000	×1/2+6,000
32,001～56,000	×1/4+14,000
56,001～	28,000

生命保険+個人年金+介護医療の控除最高限度額 7万円

旧制度と新制度の両方の保険料を支払っている場合の上限額

(1)旧制度のみでの控除額

(2)旧制度と新制度それぞれ上記計算式により計算した控除額

各控除について(1)(2)いずれかのうち、控除額が大きいものが適用されます。

◆寡婦・ひとり親控除額（現在も婚姻または事実婚をしていない方）

性別	状態	扶養親族等の条件	所得要件	区分	控除額
女性	死別・生死不明	要件なし	500万円以下	寡婦	26万円
	死別・生死不明・離婚	扶養親族（子以外）がいる			
男性	死別・離婚・未婚・生死不明	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(*1)がいる		ひとり親(*2)	30万円

*1生計を一にする他の者の扶養親族になっていない総所得金額等が48万円以下の子

*2婚姻歴にかかわらず、ひとり親で現在も婚姻または事実婚をしていない方

◆医療費控除の計算方法 控除限度額 200万円

控除額=(令和2年1月から令和2年12月までの間に支払った医療費総額-補てんされる金額)-(10万円または総所得金額×5%のどちらか低い方)

◆セルフメディケーション税制の計算方法 控除限度額 8万8千円

控除額=(令和2年1月から令和2年12月までの間に支払ったスイッチOTC医薬品-12,000円=医療費控除)

※「健康の保持増進及び疾病の予防」の証明書が必要。証明書には①氏名②取組を行った年分③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載が必要

◆勤労学生控除 控除額26万円

自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下

◆地震保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震	支払保険料×0.5	25,000円（限度額）
旧長期	1円～5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円（限度額）

地震 + 旧長期 の控除最高限度額 25,000円

◆扶養控除額

*被扶養者の合計所得金額が48万円以下

	控除の区分	控除額
扶養控除	一般の扶養親族 (平成10年1月1日以前生と 平成14年1月2日～平成17年1月1日生)	33万円
	特定扶養親族 (平成10年1月2日～平成14年1月1日生)	45万円
	老人扶養親族 (昭和26年1月1日以前生)	同居老親等 45万円 同居老親等以外 38万円

*同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であつた配偶者との同居を常にしている人のことです。兄弟姉妹は該当しません。

◆障害者控除額一覧

手帳の種類	等級	区分	控除額
身体障害者手帳	3～6	その他の障害者	26万円
	1～2	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)
療育手帳	B・C	その他の障害者	26万円
	A・㊤	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)
精神障害者保険福祉手帳	2・3	その他の障害者	26万円
	1	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)

*同居特別障害者とは控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつあなたや配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常としている人のことです。

*その他の手帳をお持ちの方は市民税課へ、介護保険法における要介護認定を受けている方は介護福祉課へお問い合わせください。

◆基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

